

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和2年8月25日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和2年度東広島市インターネット調査業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13020035
(3) 物品委託役務内容	市政、広報活動の成果等について、インターネット調査を実施するもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和3年3月19日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	広島県内一円
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	調査・計画>各種行政計画・調査等
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和2年8月25日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和2年8月25日～ 令和2年9月14日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和2年8月25日～ 令和2年9月1日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 政策企画部 広報戦略課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館5階） 電話番号 082-420-0919 /ファックス番号 082-422-1395 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和2年9月4日～ 令和2年9月14日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和2年9月10日～ 令和2年9月11日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和2年9月14日 午前11時40分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和2年度東広島市インターネット調査業務仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

令和2年度東広島市インターネット調査業務

(2) 業務の目的

市政に関する様々なテーマや、市の事業施策の各種広報活動の成果について、インターネット調査を実施することにより、市民等の意識を把握し、市の政策に迅速かつ的確に反映する基礎資料とすることを目的とする。

(3) 履行期間

契約を締結した日の翌日から令和3年3月19日まで

(4) 履行場所

広島県内一円

2 業務概要

インターネットを利用したアンケート調査。アンケート質問項目の作成は、東広島市が行う。

(1) モニター抽出

(2) インターネット調査

- ・アンケート入力
- ・画面作成・修正
- ・アンケート配信・実施

(3) 回答データ回収・管理・集計

(4) 集計データ納品

3 委託業務の内容

(1) モニター抽出

- ・調査ごとに対象者をランダムに抽出することができること。
- ・不正回答が複数回にわたって見受けられる、重複・なりすましと判断される等の不正なモニターは排除すること。

(2) インターネット調査

①調査対象

18歳以上の東広島市内在住者、または広島県内在住者とし、実施時に東広島市が指定する。

②サンプル数（有効回答数）

アンケート1回あたりのサンプル数は原則次の通りとし、各対象のサンプル数に達するまで調査を行うこととする。サンプル数が不足する内訳項目がある場合の世代間等の調整及び、下記の割付によらない調査の場合の割付は、協議し決定する。

(ア)東広島市内在住者対象の調査

	20代以下	30代	40代	50代	60代以上	合計
男	40	40	40	40	40	200
女	40	40	40	40	40	200
合計	80	80	80	80	80	400

※20代以下は18歳以上29歳以下

(イ)広島県内在住者対象の調査

	20代以下	30代	40代	50代	60代以上	合計
男	50	50	50	50	50	250
女	50	50	50	50	50	250
合計	100	100	100	100	100	500

※20代以下は18歳以上29歳以下

③アンケート実施回数

委託期間内に3回。そのうち、2回は東広島市内在住者を対象とし、1回は広島県内在住者を対象とする。

④アンケート設問数

委託期間内で45問以内（アンケート1回あたり15問相当。スクリーニング質問数を含む。ただし、アンケートにより設問数は異なる場合がある。）。

(3) 集計

調査項目ごとの集計を基本とし、単純集計と、基本的属性や他の調査項目とのクロス集計を行う。なお、クロス集計表の集計軸は受託者の提案により協議の上決定する。

(4) 調査報告

受注者は、各回のアンケート調査が終了後、2週間以内に次の電子データ一式を東広島市に納品すること。ただし、アンケートの回収状況等により、この原則によりがたい場合は、東広島市と協議し別途期間を定めること。

- ①調査票
- ②単純集計表
- ③クロス集計表

4 業務完了報告

受注者は、全てのアンケート終了後、上記「3（4）」の納品物を取りまとめ、以下について東広島市へ提出すること。

- (1) 業務完了報告書 2部
- (2) 調査報告書関係データ 1部

(PDF形式およびWord・Excel形式等のデータをCD-R等に保存したもの)

5 受注者の義務

- (1) 受注者は、受注する業務が行政サービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。
- (2) 受注者は、委託業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。

6 その他

- (1) 委託料については、委託業務完了に伴う完了検査に合格した後、請求書に基づき一括して支払う。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、

事前に東広島市と協議の上決定する。

(3) 本件の成果物に対する著作権は、東広島市に帰属する。

7 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市 政策企画部 広報戦略課 シティプロモーション推進係

TEL：(082) 420-0919

FAX：(082) 422-1395